

総 則

1 平成16年度北海道公立学校学習状況調査（高等学校）の分析結果

(1) 調査の概要

本調査は、学習指導要領の目標及び内容に照らした本道の児童生徒の学習の実現状況を客観的に把握し、今後の学習指導の改善・充実に資することを目的として、無作為抽出による約2,400人の高校3年生を対象に、平成16年10月20日に実施したものである。調査内容は、国語、数学、英語の3科目のペーパーテスト調査と、生徒を対象として学習状況等を問う生徒質問紙調査、教員を対象として指導方法を問う教師質問紙調査の3種類である。これらの調査内容については、国の調査結果と比較できるようにするため、国が実施した「平成14年度高等学校教育課程実施状況調査」の国語、数学、英語のそれぞれ2種類（問題冊子A及びB）のペーパーテストから問題を選択して活用するとともに、同調査の質問紙の調査項目も併せて参考とした。

ここでは、本調査結果の特徴的な内容について説明する。詳細については、次の報告書にとりまとめている。

「平成16年度北海道公立学校学習状況調査【高等学校】報告書」

(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/gakute/gkttop.htm>)

(2) 調査結果の特色

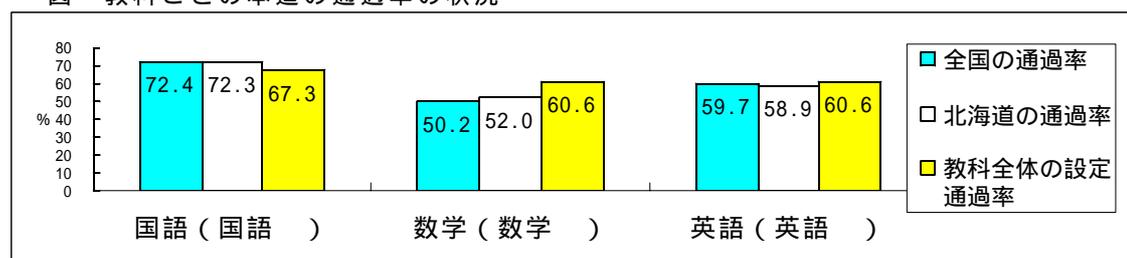
ア ペーパーテストの結果について

各教科における本道の通過率（1）は、全国の通過率と比べ同程度であった。また、設問ごとに本道の通過率を設定通過率（2）と比較すると、国語で約8割、数学で約1割、英語で約6割の問題が、設定通過率を「上回る」又は「同程度」となっている。これらの状況も全国の状況と比べ同程度であることから、本道の生徒の学力は全国の平均的な水準と考えられる。（図及び表1参照）

しかし、通過率と設定通過率を各教科の内容・領域別に比較すると、設定通過率を下回っている状況も一部見られるなど課題もあることから、各学校においては、生徒の実態を踏まえつつ本調査の結果を分析し、「確かな学力」の育成に向けた授業改善に取り組むことが重要である。

- 1 通過率は、設問ごとの正答、準正答数の合計を解答者数で割った数値（％）で、いわゆる正答率である。ただし、ここでの「通過率」は、図中の「通過率」と同様、教科ごとに、すべての設問の正答、準正答数の合計を解答者数の合計で割った数値で、「教科全体の通過率（表1）」のことである。
- 2 設定通過率は、学習指導要領に示された内容について適切な学習活動が行われた場合、個々の設問ごとに、正答、準正答数の合計の割合である通過率がどの程度になるかを予想し、設定した数値（％）である。図及び表1の「教科全体の設定通過率」は、教科ごとに各設問の設定通過率を単純に平均したものである。

図 教科ごとの本道の通過率の状況



本道の通過率と全国の通過率を比較する場合、約2％程度までの差は同程度と判断している。
通過率と設定通過率を比較する場合、5％までの差は同程度と判断している。

区 分	全問題数	設問ごとの設定通過率との比較			教科全体の通過率 (%)	教科全体の設定通過率 (%)	
		上回ると考えられる問題	同程度と考えられる問題	下回ると考えられる問題			
国語	北海道 全 国	22	12問(54.5%) 12問(54.5%)	5問(22.7%) 7問(31.8%)	5問(22.7%) 3問(13.6%)	72.3 72.4	67.3
数学	北海道 全 国	16	1問(6.3%) 1問(6.3%)	1問(6.3%) 1問(6.3%)	14問(87.5%) 14問(87.5%)	52.0 50.2	60.6
英語	北海道 全 国	26	8問(30.8%) 8問(30.8%)	8問(30.8%) 9問(34.6%)	10問(38.5%) 9問(34.6%)	58.9 59.7	60.6

表中の「設問ごとの設定通過率との比較」では、設問ごとに定めた設定通過率を中心に上下それぞれ5%の幅を設け、通過率がこの幅に収まっていれば設定通過率と「同程度と考えられる問題」、上の幅を超えていれば「上回ると考えられる問題」、下の幅まで達しなければ「下回ると考えられる問題」として、それぞれ問題数を数え、全問題数に占める割合(%)を示した。

イ 生徒質問紙調査の結果について

本調査では、学習状況などについて、各教科共通に30項目の質問と、教科ごとに22～29項目の質問を行った。ここでは、調査した質問項目の中から、特徴的な調査結果を取り上げる。

(ア) 家庭学習について

平日の家庭学習を全くしない生徒の割合は約4割で、これに家庭学習時間が30分未満の生徒を加えるとその割合は約5割にも達している。全国と同様の状況にあるものの、家庭での学習習慣の確立は、本道において重要な課題である。(表2参照)

家庭学習の内容として「宿題が出れば、宿題をする」と答えた生徒の割合が約6割であることから、宿題が家庭学習の重要な動機付けになっていることが分かる。また、「予習や復習をする」と答えた生徒の割合は約2割と少ないものの、こうした生徒の得点(3)が最も高い状況にあることから、予習・復習に関連付けた課題を与えるなど、家庭における学習の充実を図ることが大切である。(表3参照)

〔 3 得点は、各生徒の通過率を基に、いわゆる偏差値(SS)を求め、その値を10倍した数値であり、各教科の平均点は、500点となっている。〕

区 分	全く、またはほとんどしない	30分より少ない	30分以上、1時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない	3時間以上	無回答
北海道	42.5	7.0	7.1	9.7	10.8	22.1	0.8
全 国	41.0	7.6	7.4	9.8	11.0	22.6	0.5
得 点 ()は全国	439.4 (438.8)	475.7 (472.8)	499.5 (493.1)	526.5 (522.1)	561.7 (553.7)	586.0 (576.4)	444.7 (437.8)

表3 「ふだん家庭でしている勉強は、次のうちどれに近いですか(複数回答可)。(単位%)」

区 分	宿題が出れば、宿題をする	予習や復習をする	興味があることについて自分で調べたり、たしかめたりする	試験があれば、それにそなえて勉強する
北海道	60.6	23.7	25.8	81.6
全 国	59.2	26.4	26.7	79.8
得 点 ()は全国	509.7 (512.4)	567.6 (563.1)	513.2 (510.3)	503.1 (506.5)

(1) 高等学校で学習したことを北海道の発展のために生かしたい分野について

高等学校で学習したことを北海道の発展のために生かしたいとする分野として、「北海道の自然環境を守り、生かすこと」と回答した生徒の割合が、約5割で最も高い状況にあることから、北海道の自然を理解し、環境に配慮した行動が実践できる自然体験活動や、環境や防災にかかわる学習の充実を図ることが必要である。(表4参照)

表4 「将来の北海道の発展のために、あなたが高等学校で学習したことを生かすとすれば、次のどの分野で生かしたいと考えますか(複数回答可)。(単位%)」

区分	農林水産業などの北海道の特色ある産業を展示させること	北海道の特色を生かした新しい産業を生み出すこと	北海道の国際化を進めること	北海道における科学技術の発展させること	北海道の自然環境を守り、生かすこと	北海道の情報通信ネットワークを発展させること
北海道	15.5	21.5	24.9	15.9	47.7	22.5

ウ 教師質問紙調査の結果について

本調査では、教科に関する10～11項目の質問を行った。

特徴的な調査結果としては、理解が不十分な生徒に対し、教師が補充的な指導を行った場合、その生徒の得点が高くなっていることが上げられる。(表5参照)

このことから、各学校においては、一人一人の生徒の理解や習熟の状況等を的確に把握するとともに、理解が不十分な生徒に対して基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るよう、生徒の実態に応じた指導体制や指導方法の工夫・改善に努める必要がある。

表5 「理解が不十分な生徒に対し、授業の合間や放課後などに更に指導していますか。」(単位%)

区分	行っている方だ	どちらかといえば行っている方だ	どちらかといえば行っていない方だ	行っていない方だ	無回答
国語	20.9(17.0)	46.3(44.8)	23.9(29.6)	9.0(8.1)	0.0(0.4)
数学	17.9(21.2)	42.9(43.4)	31.0(25.5)	7.1(5.2)	1.2(4.7)
英語	11.3(18.3)	45.1(43.4)	40.8(28.8)	2.8(9.3)	0.0(0.2)
担当している生徒の得点	533.7 (519.9)	501.8 (502.2)	496.7 (491.1)	468.8 (478.7)	* (511.9)

()の数字は全国の状態である。また、「*」は回答者数が少ないため空欄とした。

(3) 指導上の改善方策

ここでは、(2)で取り上げた課題の中から、各学校に共通する課題として、「家庭学習の充実」と「自然体験活動等の充実」を取り上げ、課題解決のための方策等を示す。

ア 家庭学習の充実

質問紙調査の結果を踏まえ、各学校においては、意図的・計画的に家庭で取り組む課題を与えたり、その内容を授業の予習や復習にかかわるものとしたりするなど、日常の学習指導を工夫・改善し、生徒に家庭学習の習慣を身に付けさせることが大切である。

課題を与える際の留意事項として、次のようなことなどが考えられる。

- ・家庭で取り組ませる課題にどのようなねらいがあるのかを説明すること。
- ・生徒自身が課題に取り組むことによって、力が身に付いたことを実感できる内

容であること。

- ・授業において、家庭学習の成果が反映できる場面を設定すること。
- ・提出された課題に対して、一人一人の生徒に対する教師の細かな評価（アドバイスや励ましのコメント）を書き加えることにより、生徒に達成感や満足感を味わわせ、学習意欲を高めていくこと。
- ・自発的な家庭学習の習慣として定着するよう、計画的・継続的に課題を課すこと。

次の実践例は、英語の学習指導において「Home-reading and Retell」の活動を取り入れ、家庭学習の定着や充実を図るとともに、授業における発表と家庭学習を効果的に結び付けながら、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能を総合的に身に付けさせる取組である。

「夢と活力あふれる高校づくり推進事業」の北海道フロンティアハイスクールA高等学校等における「Home-reading and Retell」の実践例

【実施科目】第1学年 「英語」及び「オーラル・コミュニケーション」

【ねらい】英語を抵抗感なく表現する環境を整えるとともに英語における4技能の総合的な習得を図る。

【実施の手順】

事前に生徒に英文(コラム)を配布する。

- ・日本語の新聞のコラムを英訳したものなどを用意する。
次のことを課題として指示する。
- ・渡されたコラムを読んで内容を理解する。(読む力)
- ・内容を30秒程度で発表できるように英文でまとめる。(書く力)
- ・感想を1分程度で発表できるようスピーチ原稿を作る。(書く力)
- ・授業のはじめに4名ずつ、スピーチ原稿をもとに発表させる。(話す力)
- ・発表後、2、3人の生徒から質問を取る。(聞く力)
- ・生徒相互による評価を「相互評価票」に記入する。
教師からのワンポイントアドバイスをする。

相互評価票

EVALUATION SHEET							
Speech by student number _____		Evaluated by student number _____					
Content	4	Fluency and Clarity	3	Performance	3	Total	10

また、次の実践例は、生徒が家庭で、どの教科についてどの程度の時間、学習に取り組んでいるかなどを、「家庭学習の記録」に記録させることにより、生徒一人一人の家庭での学習状況を把握し指導する、家庭学習の充実に向けた取組である。

北海道フロンティアハイスクールB高等学校における「家庭学習の記録」の実践例

今週の目標		中間考査に備えて、計画的に学習に取り組みます！						第7週	
月日	教科・科目	数学	英語	生物	現代文	日本史	古典	1日の合計	
5月15日	月	0:30	0:25	0:00	0:00	0:00	0:00	0:55	
月16日	火	0:45	0:30	0:30	0:00	0:00	0:00	1:45	
月17日	水	0:30	0:00	0:00	0:45	0:30	0:00	1:45	
月21日	日	0:40	0:40	0:00	0:00	0:30	0:30	2:20	
今週の合計		3:25	3:25	1:10	1:05	1:20	1:20	11:45	

反省等記入欄	HR担任記入欄
12時間近くも勉強しました。やっているうちに、どこが理解できていなかったかが分かってきました。やっぱり時間をかけて繰り返し勉強することが大切だと思いました。	よいところに気が付きましたね。勉強しながら自分にあった学習法を身に付けることはとても大切なことです。今度は、予習にも取り組みましょう。

イ 自然体験活動等の充実

質問紙調査の結果を踏まえ、各学校においては、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、自然体験活動をはじめ、環境や防災にかかわる学習を積極的に取り入れ、生徒の学習意欲を向上させるとともに、北海道の自然を守り、生かす人材の育成に努めることが大切である。

次の実践例は、自然や施設等、地域の教育資源を生かした体験的な学習を通して、科学的な自然観などを育成する取組である。

「夢と活力あふれる高校づくり推進事業」の北海道サイエンスハイスクールC高等学校等における「体験的・問題解決的学習プログラム」の実践例

【実践の目標】地域の自然や特色を生かした体験を通して、知的好奇心を高め、科学的に探究する能力と態度を育てる。

【実践内容】

身近な自然環境を活用した体験活動

野外巡検実施要項

【目的】市の恵まれた自然や独特の地形等を見学したり体験したりすることで、郷土の自然に対する知的好奇心を喚起するとともに、科学的な見方や考え方を身に付けさせる。

【日時】平成18年 月 日()
8:50～15:30

【場所】山、峡谷、川河川敷

【対象】理数科1年 組40名

【学習内容】

- ・生徒によるテキストの作成
- ・グループごとの課題設定
- ・巡検による観察、採集活動等
- ・レポート作成
- ・プレゼンテーション
- ・生徒相互の評価、自己評価

地域の施設と連携した体験活動

連携施設研修実施要項

【目的】施設の社会的役割を科学的な視点から考えさせるとともに、体験を通して科学的な理解を深めることにより、科学的好奇心を高め、科学的に探究する態度の育成を図る。

【日時】平成18年 月 日()
13:30～17:30

【場所】Aコース 動物園
Bコース 市科学館

【対象】理数科2年 組

Aコース 25名
Bコース 15名

【研修内容】

- ・グループごとの研修課題設定
- ・施設見学、担当者へのインタビュー、飼育体験、教材製作体験等
- ・礼状、レポート作成
- ・施設担当者を交えてのプレゼンテーション
- ・生徒相互の評価、自己評価、施設担当者等による評価

2 キャリア教育の推進

(1) キャリア教育が求められる背景

今日、若者のフリーター志向の広がりや無業者の増加、高水準で推移する就職後の早期離職等、学校から職業への移行にかかる課題は深刻なものとなっている。また、近年の社会・生活環境の加速度的な変化が生徒の社会的発達に大きな影響を及ぼしており、次のような生徒の成長・発達上の課題が指摘されている。

- ・身体的には早熟傾向があるにもかかわらず、精神的・社会的自立が遅れる傾向にある。
- ・遊びや消費活動、情報活用能力等における早熟化が進む反面、生産活動や社会性等に未熟さが見られる。
- ・人間関係をうまく築くことができない、自分で意志決定できない、自己肯定感を持

てない、将来に希望を持つことができない、進路を選ぼうとしない。

こうしたことから、各学校においては、生徒が明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい勤労観、職業観を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育の推進が強く求められている。

北海道におけるキャリア教育

キャリアとは.....児童生徒一人ひとりが具体的な職業や活動の場などの選択、決定をとおり、また、生涯にわたって努力しながら「職業能力」を蓄積していく過程を示す概念
 キャリア教育とは...児童生徒が社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度、知識を学校の教育活動全体を通じて育てる教育

(2) キャリア教育の進め方

各学校においてキャリア教育を進めるに当たっては、学校のすべての教育活動を通してキャリア教育が行われるよう、教育課程の工夫・改善に取り組むことが大切である。

具体的には、生徒のキャリア発達にかかる課題を明らかにし、生徒一人一人がそれぞれの発達段階における発達課題を達成するための能力・態度（表6、7参照）を身に付けることができるよう、3年間を見通した学習プログラムを作成することや、学校全体として継続的かつ組織的・系統的に取り組んでいくことなどが大切である。

表6 <学校段階別に見た職業的（進路）発達段階、職業的（進路）発達課題>

小学校段階	中学校段階	高等学校段階
< 職業的（進路）発達段階 >		
進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期	現実的探索と暫定的選択の時期	現実的探索・試行と社会的移行準備の時期
< 職業的（進路）発達課題 >		
<ul style="list-style-type: none"> ・自己及び他者への積極的関心の形成・発展 ・身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上 ・夢や希望、憧れる自己イメージの獲得 ・勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・肯定的自己理解と自己有用感の獲得 ・興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成 ・進路計画の立案と暫定的選択 ・生き方や進路に関する現実的探索 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己理解の深化と自己受容 ・選択基準としての職業観・勤労観の確立 ・将来設計の立案と社会的移行の準備 ・進路の現実吟味と試行的参加

表7 <職業的（進路）発達にかかわる諸能力>

人間関係形成能力	情報活用能力	将来設計能力	意志決定能力
<ul style="list-style-type: none"> 自他の理解能力 コミュニケーション能力 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・探索能力 職業理解能力 	<ul style="list-style-type: none"> 役割把握・認識能力 計画実行能力 	<ul style="list-style-type: none"> 選択能力 課題解決能力

（国立教育政策研究所生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」による）

次の実践例は、学校全体で組織的・系統的にキャリア教育を進めるため、校内に「キャリア教育推進委員会」を設置するほか、3年間を見通して、各学年における発達課題を学習活動のテーマとして位置付けるとともに、課題解決のために身に付けさせたい諸能力を明確にし、生徒のキャリア発達を支援する取組である。

「夢と活力あふれる高校づくり推進事業」の北海道ふるさとハイスクールE高等学校（全日制専門学科4間口）における組織的・系統的なキャリア教育の実践例

1 全体計画

(1) 目指す生徒像

- ・自分や他人のよさを認めることができる生徒
- ・自分のよさを生かせる職業や仕事について現実的に考えられる生徒
- ・自ら課題を見付け主体的に解決を図ることができる生徒

(2) ねらい

自己の在り方生き方について深く見つめさせる

(3) 身に付けさせたい諸能力（職業的（進路）発達にかかわる諸能力）

【人間関係形成能力】

リーダー・フォロアーシップを発揮して相手の能力を引き出し、チームワークを高める

【情報活用能力】

職業生活における権利や義務、責任及び職業に就く手続き・方法などについて、情報を収集し理解する

【将来設計能力】

自己の役割や職業的な能力・適性を理解するとともに、将来設計をしたり、進路希望実現に向けての計画を立てたりする

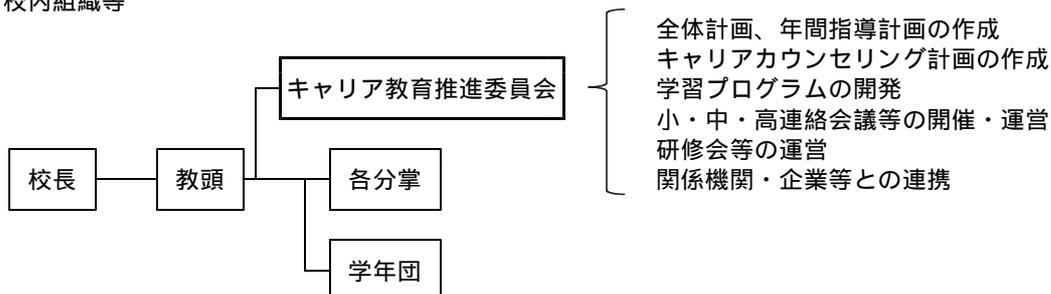
【意志決定能力】

将来設計・進路希望の実現を目指して課題を設定し、その解決に取り組む

2 各学年の実践

	第1学年	第2学年	第3学年
テーマ（発達課題）	自己理解の深化	職業観・勤労観の確立	将来設計の立案
職業的（進路）発達にかかわる諸能力	人間関係形成能力 情報活用能力	情報活用能力 将来設計能力	将来設計能力 意志決定能力
主な学習活動等	各種検査 進路別ガイダンス 「仕事を知る」 キャリア教育講演会 進路体験発表会	進路別ガイダンス 「職業を知る」 インターンシップ（事前指導・事後指導）及び 成果発表会 キャリア教育講演会 進路体験発表会	進路別ガイダンス 「進学・就職を考える」 就職オリエンテーション 進路講演会 将来設計・進路計画
	地域の環境美化 小学生へのものづくり教室 家電無償修理活動	地域福祉施設連携介護活動 ものづくり体験・工場見学会 花・野菜販売実習及び広告作成	

3 校内組織等



キャリア教育においては、生徒が学んだ知識を実感を伴って理解するため、前述のE高等学校の実践例にあるように、インターンシップやボランティア活動などの体験活動を積極的に導入することが重要である。

また、生徒の発達段階に応じ、様々な産業や職業に興味・関心を持たせ、理解を深めさせるとともに、将来、社会人・職業人として必要とされる自立心・創造力・チャレンジ精神などの起業家精神を培うことを目的とする「起業家教育」もキャリア教育を推進する上で有効な取組の一つである。道教委が平成16～18年度に実施した「起業家教育実践研究事業」の成果等は、「指導・実践事例集」としてまとめ、下記に掲載されている。

「北海道における起業家教育の実践～創造力豊かに自立心あふれる人を育む～」
(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kigyōuka.htm>)

3 「総合的な学習の時間」の改善・充実

「総合的な学習の時間」については、多くの学校において、創意工夫を生かした実践が行われているが、この時間の趣旨・理念が必ずしも十分に実現されていない状況も指摘されている。

各学校においては、「総合的な学習の時間」の一層の改善・充実を図るために、学習指導要領の一部改訂（平成15年12月）によって追加された内容を確認するとともに、この時間のねらいを踏まえ、次の点に留意する必要がある。

- ・ 課題発見能力、思考力、判断力、表現力などを育成するとともに、各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付けるなど、「知の総合化」を図る。
- ・ 学校における全教育活動との関連の下に、総合的な学習の時間における目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習計画などを示す全体計画を作成する。

次の実践例は、各教科等との関連を図り、学校全体で組織的・計画的に取り組む「総合的な学習の時間」の取組である。

「夢と活力あふれる高校づくり推進事業」の北海道ネイチャーハイスクールF高等学校における「総合的な学習の時間」の実践例

- 1 学習目標
地域の自然を愛する心を養うとともに、環境問題等に対して主体的に取り組む人材を育成する。
- 2 評価の観点
【関心・意欲】自然環境や地域社会に対する関心・意欲が高まったか
【知識・理解】環境に関する理解を深め、環境保全に必要な知識を習得することができたか
【技能・表現】学習の成果を発表するためのプレゼンテーション能力が身に付いたか
【思考・判断】地域社会の一員として、持続可能な社会の実現に向けた判断力や問題解決能力が身に付いたか
- 3 名称
NET (Nature Exploring Time)
- 4 連携する関係機関等
漁業協同組合、栽培漁業ふ化センター

5 学年別テーマと実践内容の概要（一部抜粋）

学 年	テ-マ	実践内容概要	教科等との関連	総合的な学習の時間における学習内容等
1 学年	森	野外活動事前指導 森の観察学習 植樹の状況調査 町内及び森林公園清掃	理科、保健体育 美術、国語 地歴公民、理科 特別活動	地域の森林に生息する動植物の学習、アウトドア活動を安全に行うための学習 観察記録をスケッチと文章で作成するための事前学習 植樹と水産業の関連等についての学習 HR 担任の指導によるレポートの作成
2 学年	川	河川の果たす役割 水質調査（パックテスト） 生物採取・釣り体験 浄水・下水処理施設見学 石アート	地歴公民、理科 理科 理科 地歴公民、理科 芸術（美術）	地域における海運の歴史や洪水・治水のしくみの学習 河川の水質調査及び結果の分析 河川を中心とした生態系の学習 地域巡検の実施及び簡易浄水器の作成 河原にある石や流木を使った作品づくり
3 学年	海	鮭学習 1 鮭学習 2 鮭学習 3 調理実習 環境学習 課題研究発表会	理科、地歴公民 家庭科 理科	アイヌ文化における鮭の活用及び鮭の生態の学習 鮭稚魚放流体験、水産加工場での施設見学及び加工体験 人工授精体験 魚をさばくなど、魚料理の実習 海鳥センターにおける環境学習 調査報告書等の作成及び発表

6 校内組織

(1) NET推進委員会（年4回開催）

- ・教頭、教務主任、教務NET担当者、学年主任、教科主任で構成する。
- ・総合的な学習の時間にかかわる全体計画、評価計画等の企画・立案、関係機関との連絡調整等を行う。

(2) 学年推進委員会（随時開催）

- ・学年主任、学年担当者、関係教科主任で構成する。
- ・各学年ごとの年間計画の作成、総合的な学習の時間の運営等を行う。

7 全体計画作成上の工夫点

- (1) 各教科のシラバスに「総合的な学習の時間」における学習活動との関連を記載する。
- (2) 各教科や特別活動との関連が分かるような総合的な学習の時間の全体計画を作成し、生徒に示す。
- (3) 1年生から3年生まで系統的・段階的に学習活動を配置する。



4 特別支援教育の推進

(1) 高等学校における特別支援教育の推進

「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月21日に公布され、高等学校等において、LD・ADHD・高機能自閉症等（以下「LD等」という。）、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが、学校教育法第七十五条第一項に新たに規定された。

この法律は、平成19年4月1日から施行されることとなり、各学校においては、LD等の生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、校内研修の充実、校内支援体制の整備、関係機関等との連携などに取り組むことが必要である。

(2) LD等の生徒を理解するための校内研修の充実

高等学校に在籍するLD等の生徒は、小・中学校の段階で本人や保護者の障害に対する認識が不十分なことや医師による診断がなされていない場合も多いことから、学級担任や教科担任等は、LD等の生徒が示す学習面・行動面におけるつまずきや困難に気づき、適切な対応を行うことが必要である。

各学校においては、LD等の生徒が示すつまずきや困難の原因・背景などについて、全教職員の理解を深めるため、地域の盲・聾・養護学校や専門家等と連携し、校内研修の充実を図ることが大切である。

G高等学校における養護学校と連携した校内研修の取組

G高等学校1学年に在籍するAさんは、学習面では、教科によって得意不得意の差が目立つ程度であるが、行動面では、些細なことで学級の仲間と衝突したり、クラスメイトの冗談などを真に受け、本気で言い返したりするなど、対人関係の課題が目立つ生徒であった。

近隣の養護学校が開催したLD等の理解に関する研修会に、G校の教員数名が参加したことをきっかけとして、養護学校に研修会の講師を依頼し、全教職員を対象にLD等の障害の特性や基本的な対応などに関する校内研修会を実施した。

研修会后、Aさんの指導に当たる複数の教職員と養護学校の講師が話し合いをもち、Aさんの対人関係の課題が、高機能自閉症の特性と重なる部分が多いことが分かった。さらに、言葉の意味を場面と関連させて理解することが苦手なAさんに対して、行動を注意するのではなく、なぜそうしたのかを本人から聞きながらその場の状況を説明したり、どうすれば良かったのかを本人と一緒に考えたりするように取り組んだ。

その結果、自分の気持ちを教員に話すようになり、些細なことで学級の仲間と衝突することが減るなど、Aさんの行動に改善がみられた。

(3) 学校全体で支援するための校内支援体制の整備

各学校では、LD等の生徒に対し、学校全体で支援する体制を整えるため、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を行うことが必要である。

校内委員会の設置については、新規の委員会として設置する以外に、既存の委員会（生徒指導委員会等）の機能の拡充や既存の委員会を整理・統合するなど、学校の実情に応じて工夫することが大切である。

校内委員会では、対象となる生徒の実態把握や支援体制の検討などを行うが、校内委員会の推進や保護者、関係機関等との連絡・調整の窓口として、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付け、機能させることが必要である。

< 校内委員会の主な役割 >

生徒の実態把握

- ・学習面や行動面、知的発達の状態等、総合的な情報の収集

担任等へのアドバイス

- ・個別の指導計画の作成等

支援体制の検討

- ・TT、個別指導やグループ指導、放課後の指導等の検討

関係機関との連携

- ・医療、相談機関等との連携

家庭や地域社会との連携

- ・特別支援教育に関する保護者への理解促進

H高等学校における校内委員会を設置した特別支援の取組

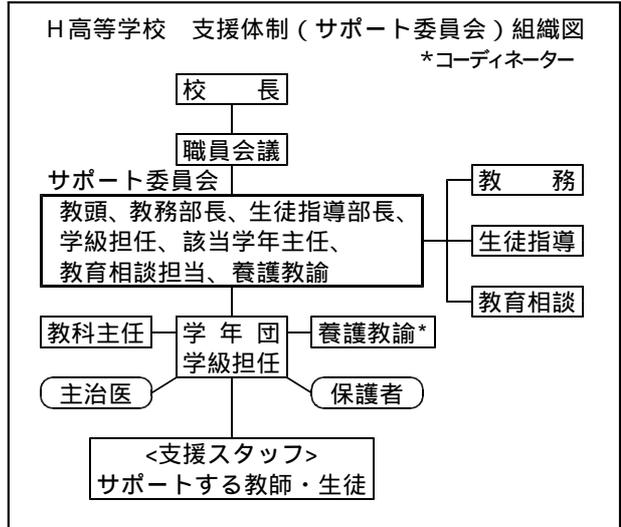
H高等学校に入学したBさんは、クラスメイトとのコミュニケーションが上手くとれずに孤立しているため、学習に集中できない状態が続いていた。

学級担任と養護教諭が保護者と相談し、Bさんの状態の改善に向けて、医療機関を受診するようすすめたところ、アスペルガー症候群と診断された。

その後、医師のアドバイスを受けながら、Bさんに対する適切な支援を学校全体として進めるため、校内に教頭、教務部長、生徒指導部長、学級担任等から構成されるサポート委員会を設置した。

サポート委員会では、Bさんへの具体的な支援の方法や校内での役割分担などについて検討するほか、必要に応じて職員会議等で経過を報告し、協力を要請するなどして、学級担任の負担軽減を図った。

Bさんが落ち着ける場所として図書室や生徒指導室を確保し、教員との信頼関係の構築や、周囲の生徒のサポート、障害の特性に配慮した対応（アスペルガー症候群に対しては、情報を分かりやすく提示することが効果的であることから、Bさんの質問に対しては、一つ一つ丁寧に答えるよう配慮した。）により、Bさんは学校生活に適應して、卒業することができた。



(4) 適切な支援を行うための関係機関等との連携

L D等の生徒の支援に当たっては、校内委員会において実態を把握して支援の方法を検討するとともに、保護者の了解を得た上で、地域の関係機関等と連携し、支援の充実を図る必要がある。学校や地域の実情に応じて、盲・聾・養護学校からの研修支援や道立特殊教育センターの教育相談などを活用することが考えられる。

I高等学校における養護学校、医療機関と連携した支援の取組

I高等学校3年に在籍するCさんは、小学校の頃からクラスメイトとのコミュニケーションがうまくとれずに、いじめや不登校を経験してきた。高校に入学した後も、クラスの仲間から孤立し、体調不良を訴えて休むことが続いていた。3年生になり、進路について心配した保護者から「自閉的傾向があるのではないかと。本人の状態を踏まえた進路を考えたい。」との要望があり、校内で検討し、近隣の養護学校の教育相談を紹介した。

本人・保護者から専門機関での診断の要望があったので、養護学校では、医療機関を紹介し、医師から高機能自閉症と診断された。その後、保護者、養護学校、I高等学校の3者で話し合いをもち、医師のアドバイスに基づき、Cさんへの学校生活上の配慮事項について確認した。

<学校でのCさんに対する配慮事項>

ア 体調不良を訴えてきた際には、励ますだけでなく、気持ちを受け止めること。

イ 話を聞き取って理解することが難しいため、話すテンポを遅くしたり、間をあけて順序立てて説明したり、必要な場合は紙に書いたりして説明すること。

ウ 学習内容が難しく理解できない場合には、Cさんが分かるような内容のプリントを工夫し用意すること。

I 高等学校では、担任を中心に学年団や養護教諭がCさんの支援を行うとともに、学級の生徒に対してもCさんの障害に基づく種々の困難と必要な支援について具体的に説明した。また、学校だよりに、特別支援教育に関する内容を掲載し、保護者への理解を図った。その後、Cさんは、精神的に安定した状態で学校生活を送り、希望する専門学校に推薦で入学することができた。

用語解説 LD・ADHD・高機能自閉症等の定義

LD (学習障害 : Learning Disabilities)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

「学習障害児に対する指導について(報告)」による
(平成11年7月、学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議)

ADHD (注意欠陥/多動性障害 : Attention Deficit/Hyperactivity Disorder)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について - 最終報告 - 」による
(平成15年3月、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議)

高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について - 最終報告 - 」による
(平成15年3月、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議)

なお、近年、アスペルガー症候群や、広汎性発達障害という言葉が聞かれることがある。これらについて最終報告では、「アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないもの」「なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるもの」と示されている。

文部科学省の協力者会議においてこれまで示されたLD等の判断基準(試案)、実態把握のための観点(試案)、指導方法については、「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(平成16年1月、文部科学省)に掲載されている。

5 北海道公立高等学校平成18年度入学生教育課程編成の状況

資料1

「学校設定科目」等の設置状況

	教科数	科目数	設置校数	設置学科数
平成18年度	25	511	192	283
平成17年度	24	501	192	288

「教科数」は届出済教科のみ。「科目数」には届出予定科目を含む。

資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

	大学・高専等における学修	技能審査等の成果	ボランティア活動等の学修
全日制課程普通科	13校	46校	7校
全日制課程総合学科	2校	6校	2校
全日制課程専門学科	8校	46校	6校
定時制課程普通科	4校	17校	6校
定時制課程専門学科	2校	14校	2校

資料3

「類型を設定している学校（全日制）」の状況

	第1学年から	第2学年から	第3学年から
普通科	3校	58校	44校
専門学科	3校	23校	2校

資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	57校	9校	30校	9校	11校

資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	28校	5校	11校	8校	8校

資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

	平成18年度	平成17年度	平成16年度
全日制課程	203校	198校	187校
定時制課程	42校	41校	38校

6 法令の解説

[学校教育法施行規則の一部を改正する省令等]

平成18年3月30日一部改正(文部科学省令第5号)

改正の概要

- (1) 就学校の指定に係る通知及び就学校の変更の取扱いについて(省略)
- (2) 教頭の資格要件の緩和について(省略)
- (3) 技能審査における成果に係る学修の単位認定について

国又は民法第34条の規定による法人等が実施する知識・技能審査に合格した場合の学修のみならず、合格・不合格の形式に限定されずに受検者の知識・技能の程度を判定する型の審査の結果において相当程度の成果を収めた学修についても高等学校において単位認定ができるようにすること。

改正の内容(上記(3))

技能審査における成果に係る学修の単位認定関係

1 改正の趣旨

高等学校の生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、選択の幅を広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する高等学校以外の場における学修の成果について、より幅広く評価できるようにすることを通じて、高等学校教育の一層の充実を図ること。

2 改正の内容

施行規則第63条の4第2号に基づいて、一定の要件を満たす知識・技能審査に合格した場合には、その合格に係る学修について、当該生徒の在学する高等学校の科目の履修とみなし単位を与えることができることとされているが、これに加え、合格・不合格の形式に限定されずに受検者の知識・技能の程度を判定する型(例えばTOEFL及びTOEIC等)の審査において相当程度の成果を収めた学修についても単位認定ができるようにすること。併せて文部省告示において同様の改正を行うこと。(施行規則第63条の4第2号及び平成10年文部省告示第41号第2号(以下「告示」という。)関係)

3 留意事項

- (1) 当該制度の活用に当たっては、各学校長において、当該高等学校の教育課程の全体からみて、当該学修が教育上有益と認められるか、当該科目の単位を与えることが適切であるか等について判断する必要があること。
- (2) 告示中の「その他の団体」については、国又は民法第34条法人のほか、団体の趣旨、目的、事業の種類、運営の健全性と継続性、及び過去の実績等から、これらに準ずると考えられる団体が含まれること。
- (3) 告示中の「十分な社会的信用を得ていること」については、学生・生徒や社会人等の多数の受検者が継続的に存在しているなどの状況が考えられること。
- (4) 告示中の「審査の実施の方法が、適切かつ公正であること」については、審査の実施の方法等に関する規定が整備されていること、全国的に同一条件で行われていること、審査問題の管理及び審査の実施が厳格かつ公正に行われていることなどの状況が考えられること。

4 関係法令

- (1) 学校教育法施行規則第63条の4第2号

新 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

旧 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修

- (2) 平成10年文部省告示第41号の第2第2号(改正後)

- 2 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査で、当該審査における成果に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
イ 審査を行うものが国又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定による法人その他の団体であること。
ロ 審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること。
ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。
ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

[各学校における単位認定の手続きと報告]

各学校において、単位認定を行う時には、平成12年3月31日付け教高第3118号通知「学校外における学修の単位認定について」にある「学校外における学修の単位認定に係る指針(平成12年3月31日教育長決定)」に基づいて進めることとなります。

5 単位認定の手続き

- (2) 1の(2)の学修

ウ 標準例に示されていない技能審査については、その級・種別、対応する教科・科目、単位数について、学習指導要領の示す目標、内容を踏まえ、校長が適切に定めることができるものとする。なお、この場合は別記様式により報告すること。